

浄水場の緩速ろ過と急速ろ過に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十五年十月八日

参議院議長倉田寛之殿

櫻

井

充

浄水場の緩速ろ過と急速ろ過に関する質問主意書

昨今、日本の水道の水は美味しくなくなつたと言われ、また、マスコミでは水道水中の塩素やトリハロメタンなどの有害性を取り上げたりしている。そのため、多くの人は水道水に不信感を抱きガソリンよりも高いミネラルウォーターを飲むようにしている。日本の浄水場は、大きく分けて緩速ろ過方式と急速ろ過方式のどちらかのやり方で原水の浄化を行つてゐるが、このような水問題が指摘されるようになると軌を一にして急速ろ過方式が普及してきた。

そこで、以下質問する。

一 政府は、浄水場の緩速ろ過方式にメリットがあると考えてゐるか。メリットがあるとしたらどのようなものか。

二 政府は、国民の健康という観点から考えると、緩速ろ過方式と急速ろ過方式どちらが安全と考えているのか。

三 政府は、総合的に勘案したら、緩速ろ過方式と急速ろ過方式どちらが良いと考えているのか。またその理由は何か。

右質問する。

